

秋田県地域生活定着支援センターからのお知らせ

令和 8 年度 第 1 回 被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。(2026/09/08)

被疑者等支援業務に関わる関係機関との連携ネットワークの構築及び継続のため、当県では保護観察所・検察庁・弁護士会・県及び定着支援センターの五者で、「被疑者等支援業務推進ネットワーク会議」を設置し、定期的に協議を行っています。令和 8 年 9 月 8 日に、令和 8 年度第 1 回被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。

今回の会議では、令和 8 年度 7 月末までの被疑者等支援業務の実施状況と課題を紹介し、勾留中から釈放後にかけて短期間で調整する必要がある、時間的制約の中で関係機関が連携して対応している実情が報告されました。



続いて、本年度の新規ケースの事例を紹介しました。いずれの事例においても、「勾留期間が短く、支援判断や調整に十分な時間が取れない」、「医療・福祉・住居・経済面の課題が重複している」、「釈放後の支援の方が長期に及ぶ」、といった共通の課題が示されました。

【意見交換】

意見交換では、釈放後の生活を見据えた支援の進め方について、検察庁・弁護士会・県・保護観察所から、それぞれの取組や課題が共有されました。出席者からは、早い段階で情報を共有し、住まい、医療、福祉、生活支援などにつなぐことの大切さが確認されました。

【今後に向けて】

被疑者等支援では、一つの機関だけで解決が難しい課題も多くあります。今後も本会議を通じて、関係機関が役割を分担しながら連携し、必要な方が必要な支援につながる体制づくりを進めていきます。

【補足:被疑者等支援業務について】

「被疑者等支援業務」は、逮捕・勾留された後に不起訴、罰金、執行猶予などで地域に戻る方のうち、高齢や障がいがあり、住まいや福祉サービスなどの支援が必要な方を対象に、釈放前の段階から地域生活につなげる支援です。釈放後も安心して生活を立て直せるよう、関係機関と連携して支援を行います。

対象要件に当てはまらない場合でも、検察庁や保護観察所からの相談を受け、必要に応じて「入口支援」として対応しています。

(被疑者等支援業務の説明図)

被疑者等支援業務

